

令和5年度 建設工事入札制度の改正について

令和5年4月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 低入札価格調査に係る調査・失格基準価格の変更

調査基準価格及び失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。（ < > は変更前 ）

区分	調査基準価格	失格基準価格
直接工事費	設計金額の97%	設計金額の87%
共通仮設費	設計金額の90%	設計金額の80%
現場管理費	設計金額の90%	設計金額の90%
一般管理費等	設計金額の68% <設計金額の55%>	設計金額の68% <設計金額の55%>
判定方法	上記項目の合計額で判定	上記項目の合計額で判定

（項目ごとの算出金額は1円未満切り捨て、合計額は1万円未満切り捨て）

調査基準価格が予定価格の92%を超える場合は予定価格の92%、予定価格の75%に満たない場合は予定価格の75%とします。

失格基準価格が予定価格の87%を超える場合は予定価格の87%とします。